

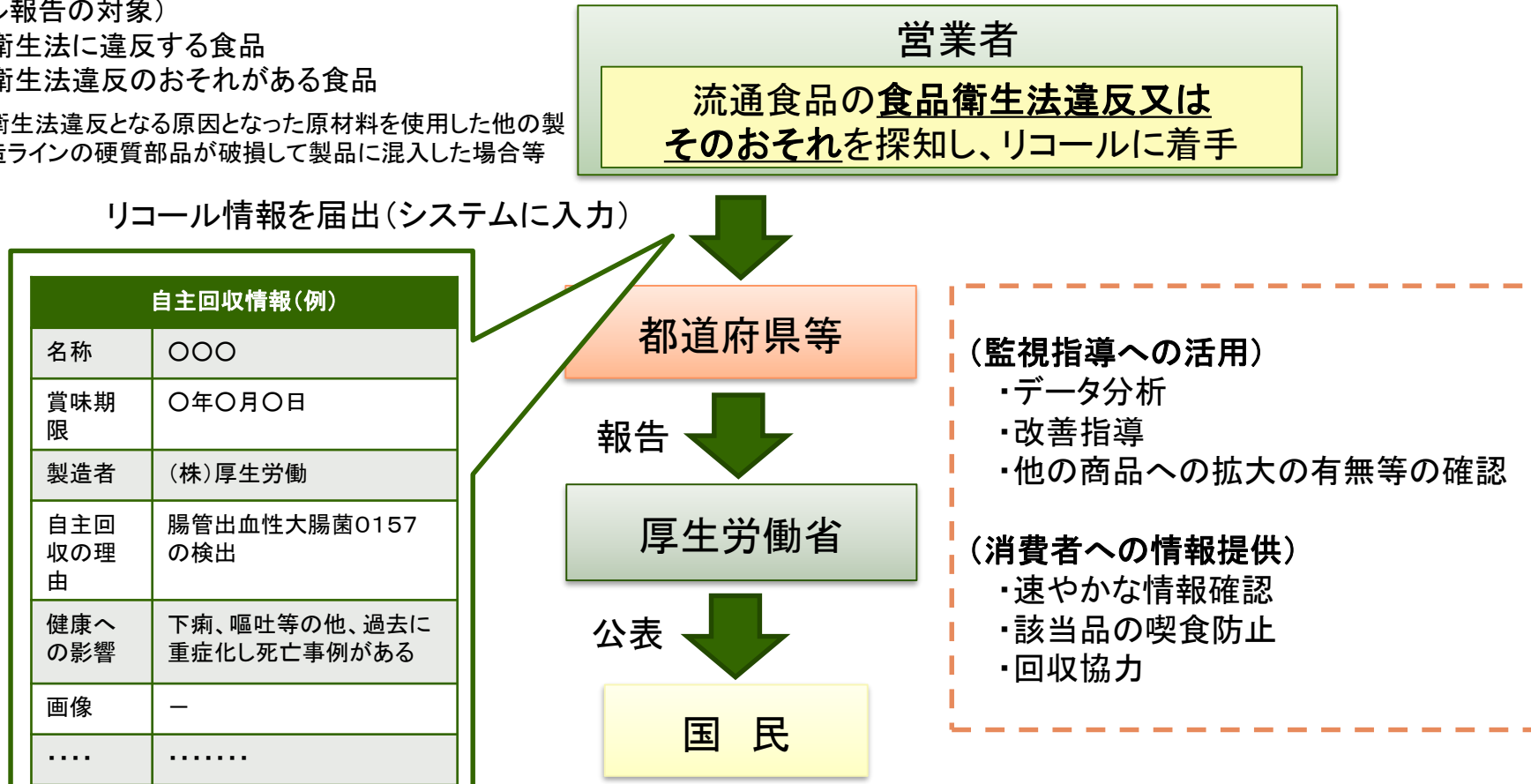
食品のリコール情報の報告制度の創設

- 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を義務付ける。

(リコール報告の対象)

- ・ 食品衛生法に違反する食品
- ・ 食品衛生法違反のおそれがある食品

※ 食品衛生法違反となる原因となった原材料を使用した他の製品や製造ラインの硬質部品が破損して製品に混入した場合等



食品のリコール情報の報告制度の創設

法律における規定

根拠となる法律の条項

省令（骨子案）

第58条

○食品衛生法第58条第1項に規定する厚生労働省令・内閣府令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。
（検討中）

○法第58条第1項の規定により、営業者が報告を行う場合には、回収に着手した後遅滞なく、次の事項を都道府県知事等に報告しなければならない。

- 一 回収を行う者の氏名及び所在地
- 二 回収の対象となる食品等の商品名及び一般名称
- 三 食品衛生法違反と判断した事実
- 四 回収する食品等を特定する事項
（容量、形態、消費期限、賞味期限、製造番号等）
- 五 回収する食品等の画像
- 六 回収する食品等の出荷（販売）年月日、出荷（販売）先及び数重量
- 七 回収に着手した年月日
- 八 製造者等の名称及び所在地
- 九 回収方法（具体的な回収方法、問い合わせ先等）
- 十 健康被害発生の有無
- 十一 発生するおそれのある健康被害の内容等

2 回収に着手した営業者は、次に掲げる場合は遅滞なく都道府県知事等にその旨を報告しなければならない。

- 一 前項各号に掲げる報告事項に変更が生じたとき
- 二 都道府県等が必要があると認めて回収の状況の報告を求めたとき

3 営業者は、回収終了後遅滞なく、回収が終了した旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○（都道府県知事から厚生労働大臣又は内閣総理大臣への報告方法、報告事項を規定。具体的には、クラス分類について規定。検討中）

営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装を回収するとき（次条第一項又は第二項の規定による命令を受けて回収するとき、及び食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。）は、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事に届け出なければならない。

一 第六条、第十条から第十二条まで、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合

二 第九条第一項又は第十七条第一項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合

② 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、当該届出に係る事項を厚生労働大臣又は内閣総理大臣に報告しなければならない。

食品のリコール情報の報告制度の報告の範囲(現状)

【報告対象】

自治体 A

<p>食品衛生法違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒等の健康被害が発生している食品 ・食品等の規格基準違反 ・病原微生物に汚染 	<p>食品衛生法違反のおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因は確定していないが、有症苦情発生との因果関係が疑われるもの 	<p>食品衛生法違反ではなく、健康への悪影響が考えられないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質上(安全面での品質を除く)の問題による自主回収 ・軟質異物(毛髪、ビニール等)の混入
---	--	--

【報告対象】

【報告対象】

自治体 B

<p>食品衛生法違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒等の健康被害が発生している食品 ・食品等の規格基準違反 ・病原微生物に汚染 	<p>適用除外</p>	<p>食品衛生法違反のおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因は確定していないが、有症苦情発生との因果関係が疑われるもの 	<p>適用除外</p>	<p>食品衛生法違反ではなく、健康への悪影響が考えられないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質上(安全面での品質を除く)の問題による自主回収 ・軟質異物(毛髪、ビニール等)の混入
---	--------------------	--	--------------------	--

【適用除外の範囲(現状)】

- 自ら生産し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、製造し、輸入し、若しくは加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接住民に販売することを主として営む者。
- 自治体の区域内に流通していないことが明らかな場合。
- 自治体住民に販売されていないことが明らかな場合。

参考：食品のリコール情報の報告制度の対象範囲（現状）

緑字：適用除外
青字：食品衛生法違反のおそれのあるもの

◎東京都食品安全条例

第二十三条 特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。）であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

- 一 食品衛生法の規定に違反する食品等（同法第十九条第二項の規定に違反するものを除く。）
 - 二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定による表示の基準に違反する食品等のうち規則で定めるもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、**健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として、規則で定めるもの**
- 2 特定事業者（第二条第七項第三号に掲げる者を除く。）のうち、自ら生産し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、製造し、輸入し、若しくは加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接都民に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 特定事業者が自主的な回収に着手した食品等が、次の各号のいずれかに該当する場合については、第一項の規定は、適用しない。
- 一 都の区域内に流通していないことが明らかな場合
 - 二 都民に販売されていないことが明らかな場合

◎東京都食品安全条例施行規則

第八条 条例第二十三条第一項の規定による報告は、自主回収着手報告書（別記第二号様式）を提出することにより行わなければならない。

- 2 条例第二十三条第一項第二号の規則で定めるものは、特定事業者が都民の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため自主的な回収に着手した食品等であって、食品表示基準（食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）第一条各号に掲げる事項に係るものに限る。）に違反したものとする。
- 3 条例第二十三条第一項第三号の規則で定めるものは、**同一のロットを形成するものの中から、次に掲げる状態にあるものが相当数認められるものとする。**
 - 一 衛生管理の不備に由来して、意図しない微生物、化学物質又は異物が含まれ、若しくは付着したものの又はその疑いがあるもの
 - 二 現に食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害が生じている場合において、当該被害の態様からみて当該被害と同様の被害の原因となるおそれがあるもの
 - 三 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十四条の規定による命令が発せられ、現に当該命令に係る処置が執られている場合において、当該命令の対象となった食品等と同種又は類似のものであって、当該命令の対象となっていないが、当該命令に係る違反と同様の違反の疑いがあるもの
 - 四 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に定める生産資材の規格又は使用方法の基準に違反して生産資材が使用された農林水産物に由来する穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶、ホップ、食肉、乳、乳製品、卵及び魚介類

【報告対象】

- (1) 食品衛生法に違反する食品
- (2) 食品衛生法違反のおそれがある食品

○食品衛生法違反として自主回収を行う際に、同時に自主回収する食品等
○消費者等から、当該製品と因果関係が疑われるとして有症苦情が報告され、自主回収を行う食品等を想定。

【適用除外】

食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。

「消費期限、賞味期限を過ぎた食品等」を想定。

食品のリコール情報の報告制度の危害分類(案)

食品等のリコール情報を国民へ提供する際に、わかりやすい情報発信の観点から、対象食品の危害分類を行い情報の発信を行う。

Class I : 喫食により健康被害が生じる可能性が高い食品（食品衛生法第6条違反に該当する食品）

食品例：○腸管出血性大腸菌、サルモネラ、リステリア等の病原微生物に汚染された食品
○硬質異物が混入した食品
○アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品
○高濃度の農薬が検出された食品 等

Class II : 喫食により健康被害が生じる可能性が否定できない又は可能性がほとんどない食品

食品例：○農薬等が一律基準を超過しているが、残留量が他の作物で設定された基準値以内の食品
○日本で使用可能な添加物であるが、当該添加物の使用が認められていない食品に添加した食品 等

Class III : 喫食により危害発生の可能性が無い食品

食品例：今回の制度における報告の対象は、①食品衛生法に違反する食品、②食品衛生法違反のおそれがある食品としていることから、食品安全の観点では想定する食品はない。

【参考】米国では最終製品への食品添加物表示漏れが該当している。（例：最終製品ラベルに記載されていない亜硝酸ナトリウムとエリソルビン酸ナトリウムが含まれています。）

参考：食品のリコール情報の報告制度の自治体の取組

※都道府県等144自治体中140自治体から回答
回答は、該当事項について複数回答（数字は件数）

「食品の自主回収報告制度の調査の結果について」(平成29年7月6日 事務連絡 抜粋)

報告が義務づけられる回収理由

食品衛生法に違反する場合	104
食品表示法に違反する場合 (安全性に関する表示※)	103
その他(健康被害を未然に防止する必要があると認められる食品等、自社規格基準を逸脱した食品等、アレルギーの任意表示に逸脱した食品等)	94

※アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するか等

適用除外の有無

あり	76
・域内流通していないことが明らかな場合	65
・相手方が特定されている場合(通信販売等)	59
・主として事業者が自ら製造等を行い、他の者を経ることなく直接住民に販売する場合(総菜等の対面販売等)	45
なし	32
その他 (食品表示法の規定に関する違反であって、期限表示、特定原材料、保存方法に係る表示以外の表示基準のみに違反する場合等)	48

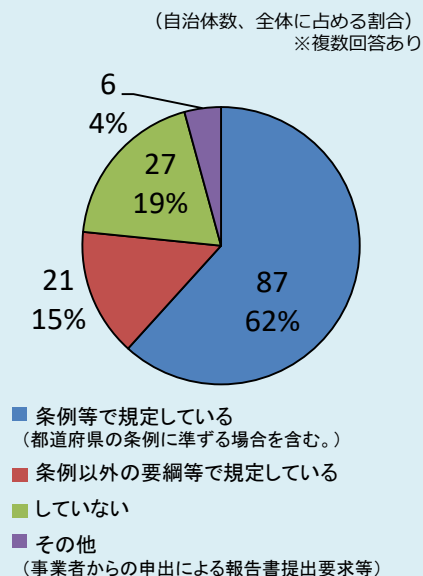
参考：食品リコールの報告制度の状況

危害性のある異物混入等による回収告知件数が増加傾向
(2011年：554件⇒2017年：750件)

品目名	2017年	品目名	2017年
菓子	200	酒類	15
弁当・惣菜	91	精穀・製粉	10
水産食料品	84	みそ	8
その他	79	スープ	5
肉製品	51	ソース	5
清涼飲料(茶・コーヒー飲料を含む。)	31	マヨネーズ・ドレッシング	5
パン	27	糖類	5
めん類	24	レトルト食品	4
野菜漬物(缶瓶詰、つぼ詰めを除く。)	23	冷凍調理食品	4
野菜・果実缶詰・農産保存食料品	18	醤油・食用アミノ酸	3
乳製品	18	動物性油脂	3
豆腐・油揚げ	17	めんつゆ	3
その他調味料	15	茶・コーヒー(飲料を除く。)	2
		カレー・シチュー	-
		合計	750

(資料出所)食品事故情報報告知ネットHP

自治体による自主回収報告制度



※144自治体に調査
※140自治体から回答あり
※厚生労働省食品監視安全課調べ

法令による欧米の食品リコール制度

米国

- FDAには強制リコール権限があるが、事業者による自主回収が原則とされている。
- 食品安全強化法(FSMA)に基づき、食品製造施設はリコール計画書の作成が義務付けられ、そのなかで、自主回収時のFDAへの通知を求められている。

EU

- EU各国食品衛生当局にリコール権限があるが、自主回収が原則とされている。
- 欧州委員会規則(EC)NO178/2002により、自主回収や事業者による管轄当局への報告・通報が規定されている。
- また、早期警告システム(RASFF: Rapid Alert System for Food and Feed)により、リコール情報を公表している。